

## 第7回焼津市子ども・子育て会議 議事録

### ※会議録作成にあたっての留意事項

- ①本会議録は、会議要旨の概要報告として作成したもので、委員各位の意見及びそれに対する事務局の説明については、省略されている箇所もある。また、事務局の議案説明は省略している。
- ②委員の意見または事務局の説明にある（ ）書きは、意見または説明内容が理解しやすくなるための配慮で、記録者が書き加えたものである。

### <以下本文>

- 1 日 時 平成26年 9月29日（月）13時30分～16時00分
- 2 場 所 焼津市役所庁舎6階 603号室
- 3 出 席 （委員）  
山田美津子会長、鈴木敦子委員、村松幹子委員、吉田一夫委員、  
長谷川なおみ委員、高橋律子委員、石川真委員、鈴木麻里奈委員、  
前田陽子委員、青地幸子委員、本橋孝洋委員、一ノ瀬直也委員、  
片野千鶴委員  
（事務局）  
青島こども未来部長  
子育て支援課：見原課長、渡辺次世代育成担当主幹、石川家庭児童相談室長、  
杉山給付担当係長、池谷次世代育成担当主事  
こども育成課：岡村課長、塚本主席指導主事、鈴木保育・幼稚園担当係長、  
中村指導主事

### 4 内 容

#### 次 第

- (1) 開 会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議 事
  - ①焼津市子ども・子育て支援事業計画（案）について
  - ②焼津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（骨子案）について
  - ③その他
- (4) 閉 会

〔議事録〕

子育て支援課長	<p>本日はたいへんお忙しい中、第7回焼津市子ども・子育て会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の進行を務めさせていただきます子育て支援課長の見原と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>これからの会議の進行は、山田会長にお願いいたします。</p> <p>山田会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>最初に、(1) 焼津市子ども・子育て支援事業計画(案)について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(説明) 焼津市子ども・子育て支援事業計画(案)のうち、第1章計画の概要について説明する。</p>
会長	<p>事務局のご説明に関して、委員の皆様、何かご質問・ご意見はございますか。</p>
委員	<p>p 3に計画の見直しを行うなどありますが、具体的に何かありますか。パブコメにはどのくらいの意見が寄せられましたか。</p>
事務局	<p>委員の任期は再来年の3月31日までとなっています。見直しや検証は委員の皆さんの意見を聞きながら行います。次世代育成計画は協議会があり、そこで検討します。パブコメは条例の意見〆切が明日になっていますが、今のところ意見はありません。計画案については広報にも載せ、11月から12月までパブコメの予定です。年明けには計画を固めて皆さんに提示します。</p>
委員	<p>数字(予算)的なものを含めた見直しになりますか。</p>
事務局	<p>人口の推移が予想と違ったり、ニーズが低かったり高かったりした場合には数字も見直していきます。計画そのものには予算は載りません。</p>
委員	<p>県計画でも意見はほとんどありませんでした。意見が出ない原因は何でしょうか。これでは市民の計画にならないのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>p 4の記載は計画ができた段階での記述で、まだ実施しているものではありません。パブコメは広く意見を求めるもので、広報等でお知らせしながら決められた手続きで実施しています。小規模なグループに対して意見を求める方法もあり、総合計画の策定においては併用して実施していますが、この会議もパブコメの一つとなります。</p>
委員	<p>私は私の組織を使ってPRはできます。そのようなネットワークを使う依頼はありますか。</p>

事務局	それはありがたいです。案が固まってしまう前、今進行中のところでご意見をいただくとありがたいです。
委員	保護者会でパブコメをPRしました。実際これを見ても書き方すらわからない人が多いです。かみくだいて出すことは難しいと思いますが、皆さん要望になってしまうかもしれません。
事務局	パブコメに関連する幅広いご意見と受け止めます。同列の知識の上で議論するものでもないので、記載されている内容についてのご希望で構いません。
会長	p 1では、子ども・子育てについて2か所で説明しています。14行目に保育の量的拡充とありますが、ここに保育の質を入れてください。 それでは、第3章について説明をお願いします。
事務局	(説明) 第3章計画の基本的な考え方について説明する。
会長	事務局からの説明について皆さんご質問・ご意見等ありますか。
委員	県の計画との連動性がありますか。子育ては尊い仕事という基本理念になっています。県と市が別個に計画を立てているように見えます。
事務局	県は市町の計画を積み上げて計画を作っています。基本理念等一致はしていませんが、今後の保育所の不足数等、志太地区をみて計画しています。都道府県で積み上げたものが国へ行き、予算等に連動します。
委員	上から来たものを細かくしているのではなく、市町からの積み上げの計画になるのですね。
事務局	その通りです。量の見込みと確保方策を焼津市でも掲載していますので、県との間で数値の調整をしています。
会長	基本方針については、次回皆さんからご意見をいただくことにします。それでは、第4章第1節、第2節について説明をお願いします。
事務局	(説明) 第4章第1節幼児期の学校教育・保育の充実、第2節子育てを地域全体で考える環境づくりについて説明する。
会長	事務局からの説明について皆さんご質問・ご意見等ありますか。
委員	p 69、70のところの放課後児童対策の充実で、年度をおって施設を増やすようですが、来年度は6年生まで受け入れると希望者は増えると思われま。平成27年度には何も対策をしないようですが不安です。平成28年度以降は子どもが減っていくようですが、早い対策が必要だと思います。
事務局	施設的な対応に関しては場所がないと受け入れができません。現時

	<p>点で定数に満たないクラブにはもっと受け入れてもらう予定です。いっぱいのところは低学年を優先してもらおう予定です。放課後子ども教室との連携は打合せが始まった段階です。高学年の子は特に関係しますが、夏休みを過ぎると極端に人数が減少する傾向にあり、多く作るかは難しいところでして様子を見ていきます。余裕教室を使うように言われていますが、市内には児童数が多く、余裕教室が望めないところもあります。</p>
委員	<p>施設を作ってほしいとは思いません。平成 27 年 4 月からと言われている中で、夏休み以降はわからないとしても空き教室だけでなく、幼稚園や公民館など選択肢を増やして進めていくか、場所がないからしょうがないとするかは大きな違いがあると思います。平成 27 年度以降に増やすというような情報をもっと流していかないと不満の声があがるのではないのでしょうか。保護者や子どもの立場に立った対策が必要ではありませんか。</p>
委員	<p>事業所側からすると、誰が担うのかということになります。将来的に子どもが減っていくことを見越しますと、施設の運営に関する問題が出てきます。市がやるのか、どこが担うのかの検討も必要ではないのでしょうか。</p>
委員	<p>小学校では、来年の教室構想をみんな持っているので、もっと早く提示することが必要です。</p>
委員	<p>空き教室がない中で、平成 28 年度から増やしていくのは、放課後子ども教室の数字も入っているのですか。</p>
事務局	<p>放課後児童クラブだけの数字です。</p>
委員	<p>担い手について検討されていますか。</p>
事務局	<p>空き教室を使用させていただいているところは三顧の礼を尽くしています。一人当たり 1.65 m<sup>2</sup>×40 人のクラブを増やすのはなかなか難しく、子どもの人数も偏在しています。計画そのものは現在立案中であり、踏み込めないもどかしい状況もあります。また、直接作るかどうかは今後の検討事項です。新制度では 6 年生まで受け入れなければならないものではありません。運営法人との話し合いの中で、どこまで受け入れてもらえるかも今後の課題になります。予算もない中ですが、やれそうなことを模索していきます。直営は考えておらず、既存の事業者をお願いしていく予定です。</p>
会長	<p>来年度から一番不足しているのが放課後児童クラブです。計画のほう優先されて実際の動きが遅れている気がします。幼稚園、公民館、空き家などでやれないかなど、計画立案と同時並行で努力してください</p>

	い。
委員	これだけの人数が本当に行きたいのか、早急に確認が必要ではありませんか。
会長	そう思います。神戸の事件も放課後児童クラブに行っていればあんなことはありませんでした。来年度の163人分をどうするのかの検討は急がれることだと思います。
事務局	ご意見は十分承知しました。何らかの対策を立てていきたいのですが、今明言できないことはご理解ください。
委員	病後児保育についてですが、子どもの最善の利益は素晴らしいことです。病児保育は親の利益であり、子どもの利益ではないので、焼津はやりませんと言い切ることも必要ではありませんか。これは病院がやるべきで、今後はそちらとの連携が必要だと思います。保育の現場としては削ってほしいです。
会長	病気の種類にもよりますが、私はなくすことに反対です。福井県は病児保育をやっている、合計特殊出生率も高くなっています。p63に 関係機関との調整を進めるとありますが、数は変わっていません。どこ こと連携していくのですか。
事務局	現時点で具体的な動きはありません。数字は病後児保育の数字です。制度として病児保育はあり、市立病院を想定はしています。市立病院は事業所内保育をしており、この点をきっかけに甲賀病院など医師のいる場所と話をしていきます。
会長	現状から、4園などの具体的な数字にできませんか。
事務局	事業所内保育の取り扱いの話からになります。その中で病児保育もやっていただけないかという話になります。これまでの話の中では新制度に移行しない可能性があり、現時点では計画に書けない状況です。
委員	福井の話が出ましたが、友人が福井におり、女性が私はこうしたいという意見が言いやすい状況があるようです。何かあったときに私の意見が通るのではないかという意識も、子育てしやすい環境につながるのではないのでしょうか。窓口がいつもオープンな形になっているとよいですね。病児保育は基本理念からして親が担えばよいと考えます。もっと違うサポートが必要ではないのでしょうか。
会長	福井県は病児保育以外もやっていますね。
事務局	福井県が合計特殊出生率が高いとは考えていませんでした。OECD諸国ではフランスのみ2.01と高い水準にあります。市としては産みやすい、子育てしやすい環境づくりのために皆さんの意見を取り入

	<p>れていかなければなりません。地域子育て支援センターでも意見を収集しています。どうしたら皆さんが自由に意見を言ってもらえるかは課題です。家庭教育学級などもあり、組織内の情報をまとめていくと見えてくるものがあるかもしれません。プロの先生や事業者などに意見を求めることも考えつつ、ご意見として活かしていきたいと考えます。</p>
委員	<p>医師がついて看るということは市の補助を出しており、すごくお金がかかることです。また、少し熱があっても学校の保健室へ行かせてしまうこともあるようです。何でも行政に頼むのは気になります。家族や勤め先に頭を下げて頼むことも必要だと思います。わが子は自分で育てるという力がほしいです。発達障害は親の受け止めが必要です。発達障害児の母と父を支える何かが必要で、ここにお金を使ってほしいです。こころの教室相談員が来年からなくなると困ります。</p>
委員	<p>静岡福祉大学でそういう方の支援をする人を育てるのですか。</p>
会長	<p>その通りです。</p>
委員	<p>素晴らしいです。そういう仕事をしていたり、そうした価値観を持っている人たちがいてくれたら住みやすいと思います。勉強した後、その人たちはどこへ行くのでしょうか。</p>
会長	<p>児童発達支援センターのポプラが訪問で支援しています。うちの卒業生がもっと現場で活躍できるとよいですね。</p>
事務局	<p>子育て支援については第4章第2節以降に出てきます。どうしたら家庭教育力が向上するかなど、網羅していないところがあればご意見をいただきたいです。発達障害については2人担当を置いており、各部との庁内会議も始めていて、この3年で体制を構築していくことになっています。</p>
会長	<p>p48の認可外保育所の活用は、これだと現状と変わりません。認可化は保育環境が悪いと思われれます。保育環境の悪いところをどう改善していく予定ですか。p49の地域型保育事業は平成28年度からの数値が増えていますが、具体的な見込みはありますか。</p>
事務局	<p>社会福祉法人化ができていないところがあります。市では県の基準をクリアしているところに補助金を出す方針でいます。定員20人を超えるところは保育所として認められるようになりますので、移行を働きかけていくつもりでいます。これによって環境を良くしていきます。認可外保育所からの相談も来ています。</p>
事務局	<p>地域型保育事業については、具体的な煮詰まった話ではありませんが、幼稚園での小規模保育などを視野に入れながら、色々なところと</p>

	協議していきます。
会長	説明はわかりました。ふっと平成 28 年に増えるわけではないので、今から動いていただきたいです。続いて、(2) 焼津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（骨子案）について説明をお願いします。
事務局	(説明) (2) 焼津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（骨子案）について説明する。
会長	事務局からの説明について皆さんご質問・ご意見等ありますか。
委員	(2) 設備関係No.10 の児童一人あたりの占有区画面積について、当分の間とありますが、これはどのくらいになりますか。
事務局	これは法令用語で、期限が定められなければ何十年となります。
委員	東益津ですら 40 人を超えます。待機児童がいます。当分の間がどのくらい当分の間かは死活問題になります。次の基準が出るまではよいということですか。
事務局	ガイドラインでは 1 ユニット 70 人まで許されており、当分はそれでよいです。永久にということではありません。小規模保育や認可保育所の条例でも経過措置を認めています。
委員	(3) 職員関係No.15 に都道府県知事が行う研修を修了したものとありますがこれは。
事務局	正式な通知は来ていませんが、平成 32 年 3 月 31 日までの経過措置で、その間に順次研修を受けていただきます。
委員	有資格者もですか。免許のない人だけですか。
事務局	支援員の方に受けていただきます。補助員については書かれていません。
委員	支援員の人数は単位ごとに 2 人以上となっています。今の県のガイドラインですと 3 人以上になっているのではないのでしょうか。これは基準を下げてよいのでしょうか。
事務局	現状は 10 人に対して 1 人となっています。この条例だと 20 人に 1 人となります。これは最低基準で、60 人いるようなところに向けての対策です。
委員	2 人いればいいと思われると困ります。有資格者が 1 人病気にでもなってしまうと子どもにとってもよくありません。運営側も支援してもらえるとよいと思います。
事務局	運営費は皆さん工面してやってくれていますが、今後の課題とさせていただきます。
委員	職員の配置の考え方は、1 ユニット 40 人、たとえ入所者 1 人でも 2

	<p>人つける必要があります。ガイドラインと比べて著しく落ちたということではありません。</p>
委員	<p>急ぎ条例骨子案を検討していると思いますが、たくさんの子どもが入って目が行き届かないことのないようにお願いしたいです。子どもたちは非常に危険な状態にあります。従事する人たちは心して対応していただきたいです。</p>
委員	<p>子どもの様子がこの10年でとても変わりました。アレルギーがあって弁当の交換もさせていません。いきなりあたりだしてしまう子もいます。研修は大事です。第三者が入ることで危険なところがわかるかもしれません。</p>
委員	<p>保育所、学校、学童も大変です。対症療法になってしまっています。本当は妊娠期からの子どもへの愛着が大事なのです。妊娠期からの連続の項目がありましたが、親子の愛着がすべてなのでここに手をつけてください。先送りしないでほしいです。ここに座っている人は何らかのアクションを起こしてほしいです。対策を講じることも大事ですが、この点の意図もないと困ります。</p>
会長	<p>意見もないようですので、これをもちまして議事は終了いたします。</p> <p>皆様、会議の進行につきましてのご協力ありがとうございました。</p> <p>以後の進行を事務局にてお願いいたします。</p>
事務局	<p>山田会長、円滑な議事の進行をいただき、ありがとうございました。</p> <p>また、委員の皆様には長時間にわたりまして、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。なお、本日の会議の議事録は、焼津市ホームページにて公開させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。次回、第8回目の会議は10月29日（水）午後1時30分から、この会場での開催を予定しております。予定では、年内最後の会議となり、計画策定も大詰めに迎えますので、よろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして、本日の焼津市子ども・子育て会議は</p> <p>終了となります。委員の皆様ありがとうございました。</p>